


所管部課	福祉部 健康課	部長	川口 荘一	
件名	東大和市産後ケア事業実施要綱について			
		区分	1 審議事項	○
			2 報告事項	
関係事項	条例規則	東大和市母子保健法施行細則		
	部課機関			
<p>1. 要旨</p> <p>母子保健法の一部を改正する法律及び母子保健法施行規則の一部を改正する省令の施行により、新たに産後ケア事業の努力義務が規定されたことに伴い、令和4年度から産後ケア事業を実施するにあたり、東大和市産後ケア事業実施要綱を制定する。</p> <p>(1) 主な内容</p> <p>①対象者 産後1年未満の母子で、家族等から十分な支援が受けられず、育児支援等を必要とする者</p> <p>②支援内容 母体ケア、乳児ケア、育児に関する支援、心身のケア、育児サポート、母の食事の提供等</p> <p>③実施方法 医療機関等に委託により実施</p> <p>④事業類型 短期入所型及び通所型</p> <p>⑤利用回数 短期入所型：通算して2泊以内 通所型：通算して4日以内</p> <p>⑥利用者負担 短期入所型：1泊6,000円 通所型：1日2,000円 市民税非課税世帯及び生活保護世帯は0円</p> <p>(2) 施行日 令和4年4月1日</p> <p>(3) 影響及び効果 産後ケア事業の実施により、産後に家族等から十分な支援が受けられない母子が、安心して子育てが出来るよう支援することにより、少子化対策に寄与する。</p>				
<p>2. 経過 (現時点に至るまでの経過)</p> <p>文書課において審査済み。</p>				
<p>3. 留意事項 (問題点等)</p> <p>東大和市母子保健法施行細則を同時に改正する。</p>				
<p>4. 主管部処理案 (検討結果等)</p> <p>庁議終了後、速やかに要綱制定手続きを進めたい。</p>				
<p>5. 審議結果</p>				

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。